

銀行の業務範囲規制のあり方について ーマーケット参加者の側からー

外国法共同事業法律事務所リンクレーターズ
弁護士 和仁 亮裕

1 総論：なぜ銀行の業務は制約を受けるのか？

(1) 固有業務（銀行法10条1項）

- ① 1号業務 預金の類似商品は多数存在（例：元本変動型預金と投資信託）。
- 2号業務 銀行でなくても与信は得られる（例：貸金業者）。
- 3号業務 「為替」の定義はない。隔たった隔地者間において、実際に現金を移動させずに資金の授受の目的を達成する業務。「決済（売買取引及び金融取引において債務を消滅させること）」とほぼ重なる（例外：相殺、単なる送金等）。この決済業務が国内、国際の信用制度を支える。
- ② 固有業務といっても、公共性（1条1項）を持つ業務は為替業務のみ。その業務を支えるために、銀行を破綻させることは難しく、税金で購われている預金保険制度が銀行を支えていると理解すべきであろう。
- ③ 護送船団方式の行政指導が廃止され、金利等が自由化された現在、収益性の高い固有業務はなかなか見出し難いと言われている。しかし、上記②の銀行の公共的業務の価値は否定できない（他に担う者はいない）。

(2) 付随業務（10条2項）

- ① 固有業務に付随する業務（付随業務に付随する業務は含まれないはず）。
- ② 10条2項は限定列举ではなく、オープン・エンド型規定。銀行が、各時代、各状況において、社会的、経済的役割を果たす上で携わって然るべきであると考えられる新しい業務を行える仕組みになっている。
- ③ ガイドライン：主要行等向けの総合的な監査指針（V-3-2）
 - (i) 10条1、2項に掲げる業務に準ずるか？
 - (ii) 固有業務の規程に比して過大になっていないか？
 - (iii) 銀行業務との機能的な親近性やリスクの同一性が認められるか？
 - (iv) 固有業務によって生じた余剰能力の活用に資するか？以上を総合的に考慮。
- ④ 銀行の業務範囲に規制を設ける理由は、銀行の提供する決済業務を守るためと理解できるのであれば、同業務の遂行にリスクを生じさせない形での業務（リスクが遮断または管理された形での業務、性質上リスクを生じさせない業務）については自由な業務展開を認めるべきということになる。付随業務ではカバーしきれないもの（他業？）についても参入が認められるかもしれない。晒され得るリスクに応じて業務範囲を考えるというアプローチをとれば、リスクから守るべき銀行からの距離を考え、兄弟会社と親子会社で業務範囲に差を設けること

も可能であるし、銀行の規模・内部管理体制に応じて携われる業務について差を設けることも可能になる（一律規制からの脱皮）。

- ⑤ 銀行の業務範囲を考えるにあたっては、プロ相手のホールセール・マーケット（大口取引市場）における取引なのか、一般投資家相手のリーテイル・マーケット（小口取引市場）における取引なのかも考えるべきである。ホールセール・マーケットにおける取引についてのみ、銀行が参入を許されて然るべき業務も考えられよう。

2 各論

(1) コモディティ

- ① コモディティのリスクは天候、金利、為替と連動しており、管理するリスクとして銀行に異質なものとは言えない。
- ② コモディティ・リスクをヘッジしたいという顧客の実需は強い。従来の金融商品に加え、コモディティの現物取引を含めたポートフォリオ戦略の提供や他の金融商品と総合的に競争力ある価格の提供を行うといったニーズは高い（欧米の主要銀行は既にこれを行っている。）。
- ③ 現物決済を排除する根拠に乏しい。商品デリバティブ取引が差金決済のものに限られている現状では、ヘッジ相手が現物決済に同意しない場合又は慣行上現物決済を行うことができない場合には、結局商品デリバティブ取引を行うことはできず、顧客に対してコモディティ・リスクをヘッジするソリューションを提供できる場面は限定されている。現物の引渡しは、取引参加者などと反対売買の合意をすることによって回避することができる。
- ④ 銀行が現物決済の取引を行うことができればマーケットの厚み・流動性が増し、マーケットの発展に資する（差金決済しか行うことができない場合にはマーケットに参入するのは困難である。）。

(2) 新種デリバティブ取引

- ① 例えば、電力デリバティブ取引、フリート（運賃）デリバティブ取引、不動産デリバティブ取引
- ② 商品デリバティブ取引を銀行に認めた「金融機関が価格変動リスクを有効にヘッジしている限りにおいて、金融機関は、最終的に信用リスクのみを負担しているにすぎず、貸出・債務保証等の伝統的な信用供与において負担しているリスクと同一」という金融制度調査会（1995年）の考え方はこれらの新種デリバティブ取引にも当てはまる。
- ③ 既に欧米の主要銀行は、コモディティ・デリバティブの範疇でこれらの新種デリバティブ取引を行っており、銀行の国際的競争力強化という意味でも銀行の付随業務として認められるべきである。

(3) イスラム金融

- ① 類型的には、昔銀行が携わっていた「駕籠抜けリース」に近い。
- ② 商品売買等を伴うからという理由のみで銀行をこの業務から排除するのはおかしい。取引に内包されるリスクに着目して可否を判断すべきであろう。

(4) 排出権取引

- ① 金商法制において、排出権取引の媒介等や排出権デリバティブ取引が認められたのは大きな成果。しかし、上記コモディティと同様、ポー

トフォリオ戦略の提供や総合的なサービスの提供という意味では、銀行本体の排出権取引（取得・譲渡）が認められてしかるべきである。

- ② 排出権は、観念的な権利を取引であり登録簿での振替によって権利の移転が起こるものであるため、金融商品との親和性は非常に高い。
 - ③ 銀行が主要な取引参加者となることにより、マーケットの厚み・流動性が増すことによりマーケットの発展に資する。
 - ④ 欧米特にヨーロッパでは金融機関が排出権取引の主要な取引参加者である。今後、ヨーロッパ排出権取引市場を基礎に排出権取引の国際的な市場又は国内市場が創設された場合、ヨーロッパ市場でノウハウを培った金融機関に対して邦銀の国際競争力が劣る事態を避ける必要がある。
- (5) リース取引
対象となる取引に内包されるリスクに着目した場合、業務範囲規制をかける必要があるか疑問。
- (6) 有価証券貸借取引
自らが保有する有価証券を貸付ける取引と、第三者から有価証券を借りてきて他の第三者に貸付ける取引で、どれだけリスクに差があるのか？ 有価証券貸借取引を媒介する行為については、大きなリスクは無いのではないかと？ 保護預り（カストディ）業務と切り離せない関係にあることにも注意が必要。
- (7) 常任代理人業務
保護預り業務に起源を有するが、担われている業務は多様化。
- (8) フィナンシャル・アドバイザー業務
明文化されていないが広く認められている付随業務である。ビジネス・マッチング業務に含まれると考えるべきなのであろう。

3 行為規制

- (1) ホールセール・マーケット取引とリーテイル・マーケット取引では、同じ銀行業務で異なった行為規制（Client Facing Rules）が適用されるべき。
- (2) リーテイル・マーケット取引において自己責任の原則は貫徹されようとしているのか？ 繁文縟礼になっているだけではないか？
- (3) 利益相反状況として考えられるようになってきた取引類型の増加（例：M&A と貸付業務）。
- (4) ファイアー・ウォール規制
アームズ・レングス・ルールは規制される側にとっても規制する側にとっても厄介な規定。結局はグループ全体のリスク管理がうまく行われているかどうかの問題に帰着するのでは？
- (5) 仕組み商品
一般的には優越的地位の濫用とは考えるべきではない。

4 クロスボーダー規制

- (1) 銀行の組織に関する規制を域外適用することについては一般に違和感はないと思われるが、対顧客の行為規制（Client Facing Rules）まで輸出しようとするのは無理がある。
- (2) 外国銀行国内支店にとって、その国外の本支店は銀行法上の銀行ではないとするのは、同一の組織という見地からも問題があるし、内外の顧客に対して切れ目のないサービス（seamless services）を提供することを法律が妨害していることにもなり、国内的にも国際的にも問題。そもそも支店に免許を付与するにあたり、本店等の活動についても審査対象にしているのではないか？ 国内の銀行に認められる業務範囲の限度で、外国銀行国内支店に海外本支店の代理業務を認めても何の問題も生じないはず。
- (3) 海外の銀行が日本の居住者を相手に貸付を行うことについて、一律に貸金業法上の登録を求めることは問題（現実問題として無理）。国内の大型融資案件のシンジケート・ローンから、海外の銀行を締め出してしまうことになり、国際関係上問題となっている。ホールセール・マーケットとリーテイル・マーケットを区別するアプローチ、国内で勧誘行為があったかどうかで区別するアプローチ（旧外国証券業者に関する法律のアプローチ）の応用が考えられて良いのではないか？ この問題は、日本の居住者にとって、より良いサービスの選択権を行使することを法律が阻害している例としても考えることができる。
- (4) 海外の邦銀支店、子会社は銀行法の定める業務範囲規制を一律に受けており、海外における競争阻害要因になっている。銀行の組織に関する規制を海外に及ぼすことには一応の説得力はあるが、業務範囲規制については、その規制外の行為に携わることがどのようなリスクを銀行全体に及ぼすかという見地から検討すべきであり、リスクの有無、リスクの管理可能性の見地から柔軟な規制をかけていく余地は十分にあると考えられる。

- (5) 金融庁は規制のみならず、海外活動における邦銀の利益擁護者としての役割ももっと前面に打ち出すべきでは。また、国内における規制についての説明責任ももっと果たせるはず。

以上